

## 新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 とん税法関係	第1章 とん税法関係
<p>(入港の際ににおける純トン数等の確認)</p> <p>3 4 関税法（昭和29年法律第61号）<u>第15条第3項</u>《入港手続》及び第18条<u>第2項</u>《入出港の簡易手続》の規定により外国貿易船の船長から入港届の提出があったときは、国際トン数証書等により当該外国貿易船の名称、国籍及び純トン数を確認する。この場合においては、入港届の当局記入欄に確認済の表示を行う。</p> <p>(「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲)</p> <p>7 4 法第7条《非課税》に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 積荷の荷崩れを直し又はいかだの結索具等を締め直すためのみの目的で一時入港した場合</p> <p>(4)～(12) (省略)</p> <p>(13) 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合</p> <p>(14)～(18) (省略)</p>	<p>(入港の際ににおける純トン数等の確認)</p> <p>3 4 関税法（昭和29年法律第61号）<u>第15条第1項</u>《入港手続》及び第18条<u>第1項</u>《入出港の簡易手続》の規定により外国貿易船の船長から入港届の提出があつたときは、国際トン数証書等により当該外国貿易船の名称、国籍及び純トン数を確認する。この場合においては、入港届の当局記入欄に確認済の表示を行う。</p> <p>(「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲)</p> <p>7 4 法第7条《非課税》に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 積荷の荷くずれを直し又はいかだの結索具等を締め直すためのみの目的で一時入港した場合</p> <p>(4)～(12) (同左)</p> <p>(13) 法令の規定による取締りのため強制的に入港させられた場合</p> <p>(14)～(18) (同左)</p>